

平成22年度甲種防火管理者講習及び 甲種防火管理者再講習のお知らせ

- 講習名** 甲種防火管理者講習・甲種防火管理者再講習
- 開催日** (1)甲種防火管理者講習
9月29日(水)～9月30日(木)
(2)甲種防火管理者再講習
10月1日(金)
- 開催場所** 釧路町河畔7-52-1
遠矢コミュニティーセンター
- 受講料** (1)甲種防火管理者講習 6,000円
(2)甲種防火管理者再講習 5,000円
- 受付期間** 9月6日(月)～9月17日(金)
- 募集人数** 各講習とも150人
- 申込書記事所** 釧路東部消防組合浜中消防署・茶内分遣所
日本防火協会ホームページ
(<http://www.n-bouka.or.jp>)

●問い合わせ先

釧路東部消防組合浜中消防署 ☎62-2150

交通死亡事故^{ゼロ}継続を目指して

- 9月は夏の交通安全運動が実施(21日から30日までの間)されます。
安全運動期間中の重点は
○高齢者の交通事故防止
○夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
○すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を重点に飲酒運転の根絶です。
- 夕方は西日での太陽がまぶしく危険な時期になります。なれている道路も油断せず安全運転で、また、歩行者は車道を横断する際は停止中の車両の前後からの飛び出しなど絶対に無理な横断をしないこと。

駐在所告知板
交通死亡事故^{ゼロ}更新中
浜中町1022日
(8月15日現在)



浜中町では、7月24日に町内の「交通死亡事故ゼロ」1,000日を達成しました。8月11日、町長室において釧路地区交通安全推進協議会矢野忠治会長より、表彰状と盾が贈られました。

厚岸警察署浜中グループ駐在所

多重債務問題の解決に向けて貸金業法が改正 ～本年6月から完全施行～

改正貸金業法は、平成18年12月に成立し段階的に施行、平成22年6月18日から完全施行されました。

この改正のポイントは次のとおりです。

- ①新しく総量規制が実施され、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。
- ②出資法の上限金利(年利29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%～20%)を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減します。

貸金業法Q&A

Q 「貸金業法の改正はなぜ行われたのですか？」

A 近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となっていました。この「多重債務問題」を解決するために従来の法律を抜本的に改正し、新しい貸金業法が作られました。

Q 「総量規制とは何ですか？」

A 借り過ぎ、貸し過ぎを防ぐために設けられた新しい規制です。具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合は、新たな借入はできなくなる。という内容です。

Q 「法律が変わり、上限金利が下がるといいますが、どのように変わりますか？」

A 上限金利は…
①上限を超えた金利が無効となる利息制限法(上限金利は貸付額に応じて15～20%)
②刑事罰の対象となる上限金利を定めた出資法(上限金利(改正前29.2%))の2つの法律で規制されています。

今までは、貸金業者の場合、出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、ある一定の要件を満たすと有効となっていました。これが、いわゆる「グレーゾーン金利」です。

今回、利用者の負担軽減という考え方から、出資法の上限金利が20%に引き下げられ「グレーゾーン金利」が撤廃されました。

これにより、上限金利は利息制限法で定められた水準(貸付額に応じて15～20%)になります。

☆消費生活や多重債務に関する悩みごと相談☆

町では、これらの相談窓口を次の場所において開設しております。お気軽にご相談ください。

○まちづくり課 商工労働観光係
(月)～(金) 8:30～17:15 ☎62-2239(直通)

○茶内支所内 消費生活相談窓口
(月)火(木)金 8:30～17:15 ☎65-2194(直通)

石綿による疾病に気付いていない方を探しています 石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する「中皮腫」や「肺がん」などの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になるっても、病気の原因が仕事にあったことを医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は平成24年3月27日までとなっておりますので、お心当たりのある方は、早急に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

●問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ、また、仕事が原因ではない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（☎0120-389-931）までお問い合わせください。

北海道労働局労働基準部労災補償課労災年金観察官
☎011-709-2311

○ホームページ

厚生労働省「石綿情報」

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

悩むより かけて安心 #9110 9月11日は「警察相談の日」

警察では、身の回りにおける出来事で生活の安全等に関する幅広い相談を随時お受けしています。

警察相談専用電話「#9110番」へ電話をかけると、警察本部又は各方面本部警察相談センターへ直接つながります。

◎厚岸警察署にも「相談窓口」を設けております。

厚岸警察署相談窓口 ☎52-0110

◎救急の事件、事故は「110番」してください。

○他の専門機関（相談内容により、警察よりも他の専門機関に相談した方がよい場合もあります。）

女性の家庭生活、離婚、男女問題	北海道立女性相談援助センター ☎011-666-9955
心の健康に関する本人及び家族からの相談	北海道立精神保健福祉センター ☎011-864-7000
児童虐待、児童の教育困難、非行、心身障がい	釧路総合振興局 保健環境部 児童相談室（釧路児童相談所）☎0154-23-7147
子ども専用フリーダイヤル（含む家庭教育相談）	北海道教育委員会 ☎0120-3882-56
商品、サービスに関する契約のトラブル等	北海道立消費生活センター ☎050-7505-0999

浜中診療所からお願い

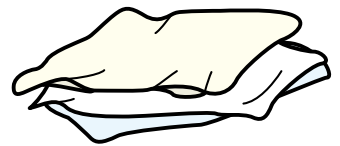
町民の皆様には、日頃より診療所で使用する古ざれをご寄贈いただきまして、厚くお礼申し上げます。

診療所では、入院患者さんのご家族から古ざれをいただき使用しておりますが、患者さんのご家族からの持ち込みだけでは足りません。

町民の皆様におかれまして、ご家庭で使用されなくなりました古ざれがございましたら、ご寄贈くださいますようお願いいたします。

●問い合わせ先

浜中診療所 ☎62-2233



今月の食材は「チーズ」です。

「チーズと大根の梅肉和え」

【材料 4人分】

☆スライスチーズ……………2枚

☆大根……………4cm

A ☆きゅうり……………1本

☆塩……………2つまみ

☆梅干……………1個

☆みりん……………小さじ1杯

☆かつお節……………適宜

☆大葉……………3枚

【作り方】

① チーズは大根の大きさに合わせて切る。

大根は2〜3mm厚さのいちよう切り、きゅうりは同じ厚さの輪切りにする。

② ボウルに大根ときゅうりを入れてAの塩をふり、5分程おいて水気を拭き取る。

③ 梅干は種を取ってたたき、みりん、かつお節を加えて、②とチーズを和える。

器に盛り、せん切りにした大葉を散らす。

※お好みの野菜を使用してください。

※チーズの量は好みで加減してください。

（町栄養士）

【1人分の栄養素】	
エネルギー	48kcal
たんぱく質	2.9g
脂質	2.5g
カルシウム	81mg
食塩相当量	0.9g